

所管部課	行政管理課	部長	田代 雄己	異
件名	東大和市手数料条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市手数料条例施行規則		
	部課機関	市民課		
<p>1. 要旨</p> <p>令和2年5月下旬を予定とし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号通知カードが廃止されることとなり、通知カードの再交付が行われなくなるため、通知カードの再交付による手数料徴収の事務が廃止となる。</p> <p>また、住民票の除票と戸籍の附票の除票に関する保存及び適切な管理について定めることを目的として、住民基本台帳法の一部が改正され、「除かれた住民票」と「除かれた戸籍の附票」がそれぞれ「除票」と「戸籍の附票の除票」に法定化された。このことから、東大和市手数料条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 別表中「2 除かれた住民票」を「2 除票」に、「4 除かれた戸籍の附票」を「4 戸籍の附票の除票」に改め、「7 通知カードの再交付」を削る。</p> <p>② 別表中の項番号の繰り上げ。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正の内容に沿った対応が図られる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」と「住民基本台帳法」が一部改正された。</p> <p>令和2年4月 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和 2 年第 2 回市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。